

第6章 歴史的風致維持向上施設の 整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、尾道市固有の文化財等を維持・継承していくことに寄与する施設・活動の場等とする。

歴史的風致維持向上施設においては、歴史的建造物の保存・修理、良好な市街地の環境や街並み景観形成、まちなか回遊機能の向上などに寄与する整備を行うが、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査し、周囲の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史まちづくり法第11条に基づく歴史的風致維持向上協議会と連携し施設の形態や意匠に工夫を施すものとする。

歴史的風致維持向上施設の管理に当たっては、行政の関係部局における適切な役割分担の下で連携するとともに、地域住民との協力により適切な維持管理を行うものとする。また、その所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

さらに重点区域内においては、生活環境や住民・来訪者の交流環境の向上、及び歴史的風致の普及・啓発に取り組むことにより、文化財の保存等に対する理解を深め、市民等との協力により施設の維持管理に取り組むものとする。

このような基本的な考え方に基づいて、以下の事業を推進する。

(1) 歴史的建造物の保存・修理

- ▶ 重点区域内において、歴史的建造物の保存・修理を推進する。

(2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

- ▶ 歴史的建造物の周辺や民俗芸能等の活動の場となる市街地において、良好な環境及び街並み景観の保全・形成を推進する。

(3) まちなか回遊性の向上

- ▶ 尾道市の文化財などをつなぐ、まちなか回遊性の向上を図る。

(4) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発

- ▶ 重点区域内にある文化財や歴史的風致を調査・研究するとともに、歴史文化について体験し学ぶ機会の創出や情報提供によって、歴史的風致の普及・啓発を行う。また、歴史的建造物などを舞台にして行われている民俗芸能等の活動を支援する。

2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

重点区域における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業は、以下の通りである。

表 6-1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業一覧（重点区域）

番号	事業名称	事業手法	事業期間
1	浄土寺方丈ほか5棟保存修理事業	国宝重要文化財等保存整備事業	平成19～26年度
2	常称寺建造物保存修理事業	国宝重要文化財等保存整備事業	平成28～ 令和3年度
3	重要文化財 西國寺金堂建造物保存修理事業	国宝重要文化財等保存整備事業	平成26～27年度
4	浄土寺・西國寺建造物防災設備整備事業	国宝重要文化財等保存整備事業	平成26～31年度
5	まちなみ形成事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業の効果促進事業) 観光振興事業費補助金 (歴史的観光資源高質化支援事業) 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	平成15～ 令和3年度
6	歴史的風致形成建造物修景・修復事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (都市再生整備計画事業)	平成27～ 令和3年度
7	指定文化財管理事業	国宝重要文化財等保存整備事業	昭和54年度～
8	文化財防災啓発事業	尾道市単独事業	平成24年度～
9	道路美装化事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成24～ 令和3年度
10	道路美装化事業(瀬戸田地区)	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成29～ 令和3年度
11	道路美装化事業(幹線街路)	社会資本整備総合交付金 (街路事業) (都市再生整備計画事業)	昭和59～ 令和3年度
12	沿道建造物等修景事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成24～ 令和3年度
13	老朽危険建物除却促進事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成24～ 令和3年度
14	空き家再生促進事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業の効果促進事業)	平成24～ 令和3年度
15	電柱類等景観改善事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (尾道市単独事業)	平成30～ 令和3年度
16	軽車両等道路事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業の効果促進事業)	平成29～ 令和3年度
17	夜間景観形成事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) (都市再生整備計画事業)	平成24～ 令和3年度
18	データ収集分析調査事業	歴史的風致活用国際観光支援事業	平成29年度

番号	事業名称	事業手法	事業期間
19	総合案内板設置事業	歴史的風致活用国際観光支援事業	平成27～28年度
20	多国語音声設備設置事業	歴史的風致活用国際観光支援事業	平成24～ 令和3年度
21	地域観光担い手育成事業	歴史的風致活用国際観光支援事業	平成29年度
22	便所洋式化改修事業	歴史的風致活用国際観光支援事業	平成27～29年度
23	歩行者安全対策事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成24～ 令和3年度
24	道路水路修繕事業	尾道市単独事業	平成24～ 令和3年度
25	駐輪場整備事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成30～ 令和3年度
26	千光寺公園頂上エリアリニューアル事業	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	平成29～ 令和3年度
27	文化・交流・情報発信機能整備事業	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	令和2～3年度
28	文化財調査・研究事業	尾道市単独事業	平成20年度～
29	郷土芸能祭開催事業	尾道市単独事業	平成21年度～
30	史跡等総合活用支援推進事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	平成19年度～
31	文化財愛護少年団事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	昭和43年度～
32	文化財講座開催事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	平成14年度～
33	民俗芸能等支援事業	尾道市単独事業	昭和43年度～
34	尾道歴史文化読本作成事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	平成24年度～
35	文化財めぐり事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	昭和43年度～
36	近代化遺産活用事業	尾道市単独事業	平成20年度～
37	文化施設ネットワーク事業	尾道市単独事業	平成24年度～

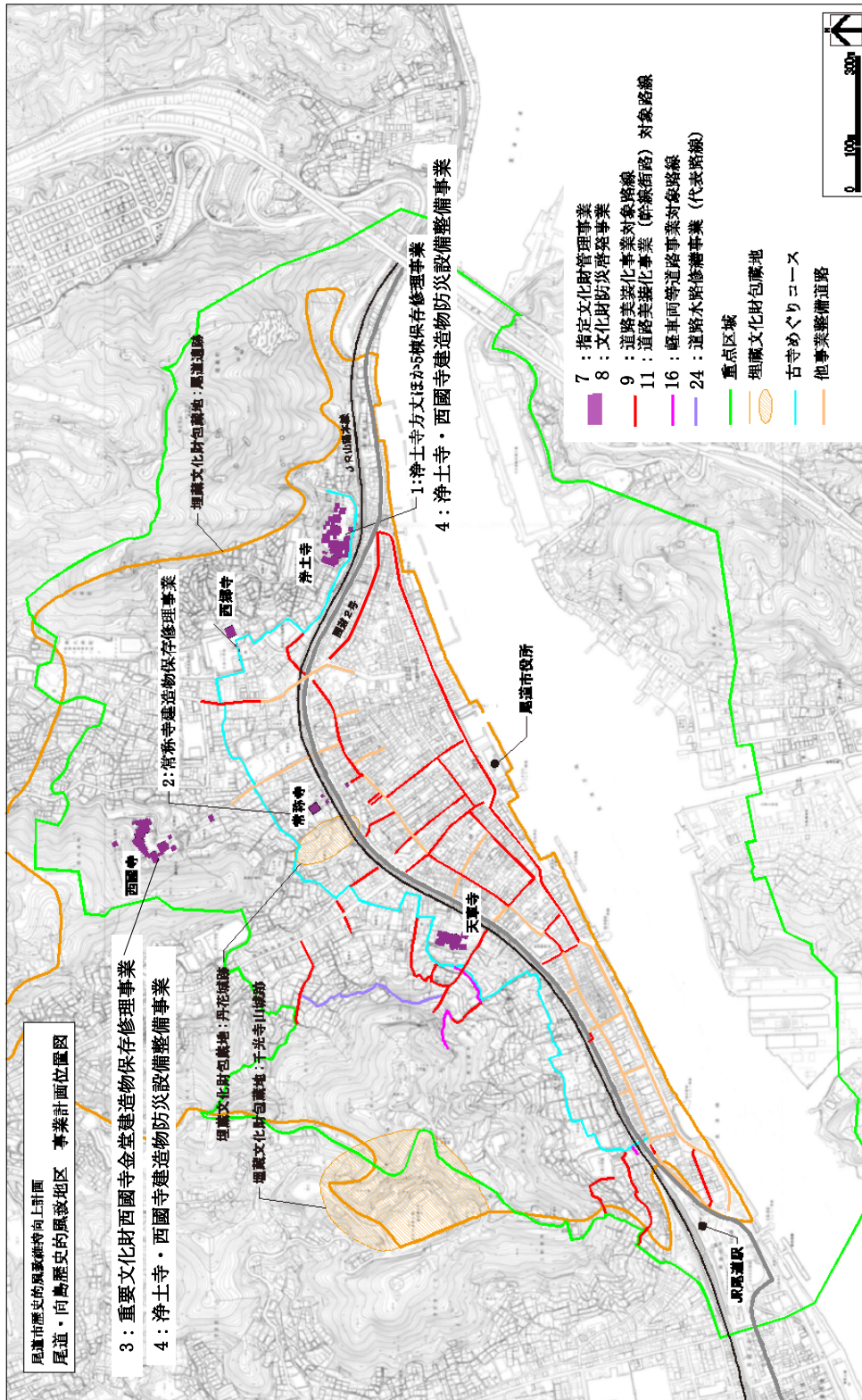


図 6-1 尾道・向島歴史的風致地区における事業計画の位置

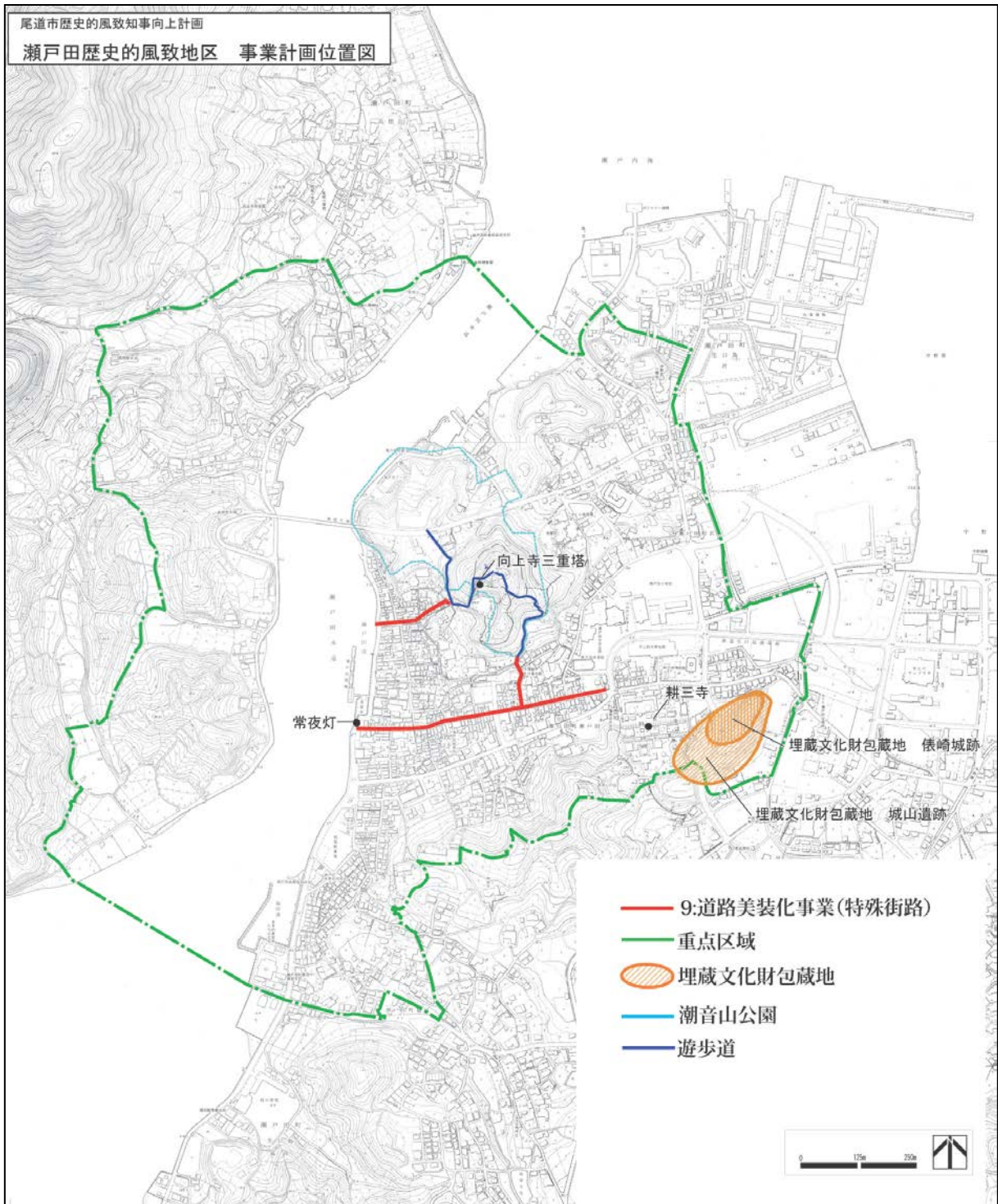
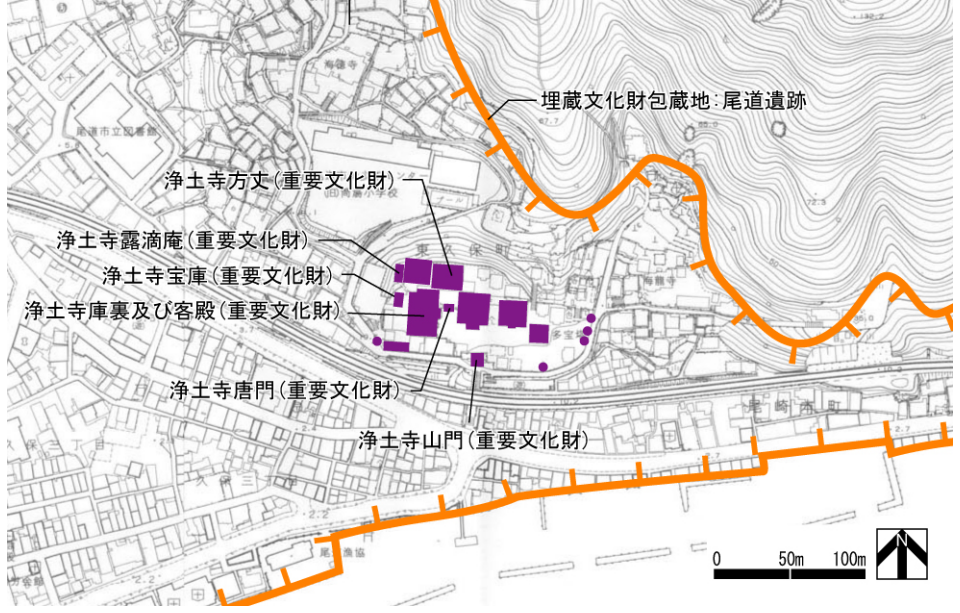


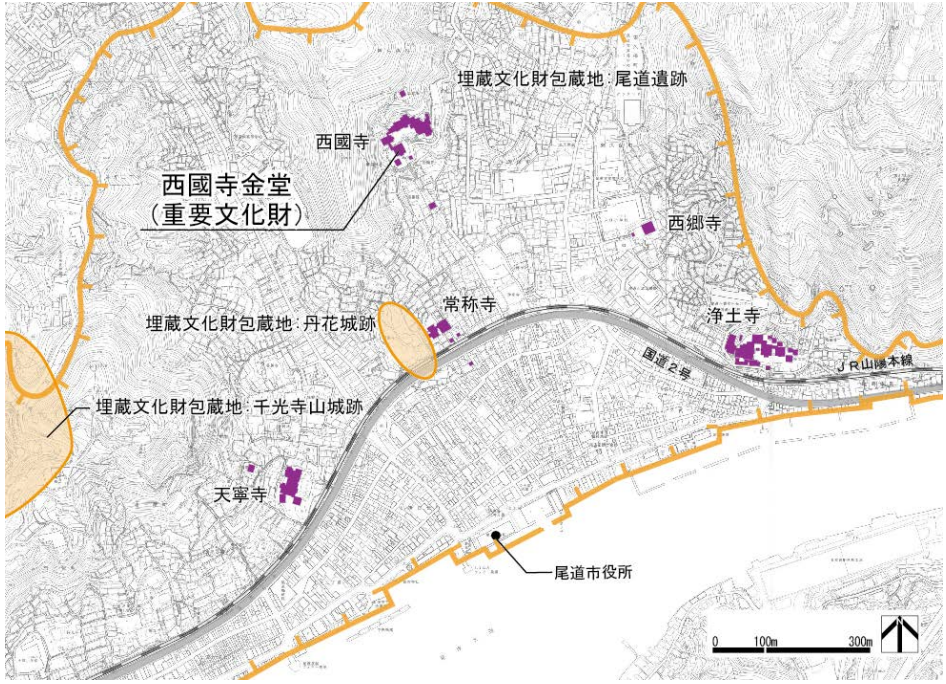





図 6-2 瀬戸田歴史の風致地区における事業計画の位置



(1) 歴史的建造物の保存・修理

番号	No.1
事業名	浄土寺方丈ほか5棟保存修理事業
事業主体	宗教法人浄土寺
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業
事業期間	平成19年度～26年度
事業箇所	<p>浄土寺</p> 
事業概要	<p>浄土寺の方丈・露滴庵・宝庫・庫裏及び客殿・唐門・山門の保存修理事業を実施する。</p>  <p>浄土寺の保存修理現場（庫裏及び客殿）山門</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>浄土寺は、616年聖徳太子の創建と伝えられ、足利尊氏が戦勝祈願をした寺としても有名である。本堂、多宝塔は国宝、山門、阿弥陀堂、露滴庵などは重要文化財であり、“国宝の寺”とも呼ばれている。</p> <p>また、四季を通じて数々の年中行事が催されるとともに、「吉和太鼓おどり」など地域の民俗芸能などの場にもなっている。奥の院の展望台から見下ろす景色は、尾道を代表する景観である。</p> <p>本事業によって、こうした文化財的価値の継承が図られるとともに、尾道市の魅力がより一層高まることにもつながることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



番号	No.2
事業名	常称寺建造物保存修理事業
事業主体	宗教法人常称寺
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業
事業期間	平成 28～令和 3 年度
事業箇所	常称寺 
事業概要	老朽化が進んでいる常称寺本堂・大門の保存修理事業を実施する。  常称寺本堂  常称寺大門
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>常称寺は、鎌倉時代後期の正応年間（1288～1293）に、時宗二代・真教によって創建されたと伝えられる寺院である。本堂は室町中期、観音堂は室町後期、鐘撞堂は江戸前期、大門は室町前期の建築とみられる。それぞれの建物は、後世の改造を受けながらも多くの当初材を残しており、往時の姿をよく伝えている。</p> <p>中世時宗寺院は全国的に遺存例が少なく、その中でも室町時代の遺構が3棟も残っている例は希少である。また、室町前期から江戸前期にわたって建てられた諸堂は、それぞれの時代的・地域の特徴をよく備えており、時宗寺院の伽藍構成の歴史的展開を理解する上で、学術的な価値が高い。</p> <p>明治以降、鉄道や国道の整備によって、境内が分割されたが、中世、近世、近代、そして現代が混在する尾道ならではの空間を、旧境内地において体感することができる。</p> <p>本事業によって、こうした文化財的価値の継承が図られるとともに、尾道市の魅力がより一層高まることにもつながることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.3
事業名	重要文化財西國寺金堂建造物保存修理事業
事業主体	宗教法人西國寺
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業
事業期間	平成 26～27 年度
事業箇所	西國寺 
事業概要	<p>西國寺金堂の部分修理（瓦破損箇所の差し替え、来迎壁背面の彩色剥落止め）を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  西國寺金堂 </div> <div style="text-align: center;">  金堂屋根瓦 </div> <div style="text-align: center;">  来迎壁 </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>西國寺は、尾道を代表する <small>こきつ</small>古刹の一つで、尾道商人の寄進を多数集めた寺院であり、往時の繁栄を今に伝える。真言宗醍醐派大本山であり、重要文化財の金堂、三重塔、広島県重要文化財の仁王門の他、近世建築の本坊や持仏堂、多数の美術工芸品等、尾道の歴史の一部が凝縮したともいえる寺院である。愛宕山の中腹から麓にかけて、斜面地を利用した伽藍配置は、港からの景観も素晴らしく、尾道市民の崇敬を集めている</p> <p>本事業によって、こうした文化財的価値の継承が図られるとともに、尾道市の魅力がより一層高まることにもつながることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.4
事業名	浄土寺・西國寺建造物防災設備整備事業
事業主体	宗教法人浄土寺、宗教法人西國寺
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業
事業期間	平成 26～27 年度（浄土寺）、平成 29～31 年度（西國寺）
事業箇所	<p>浄土寺、西國寺</p>  <p>The map shows the project locations in Oiwake City. Two boxes highlight the project sites: '事業箇所 西國寺' (Project Site Westkokuji) and '事業箇所 浄土寺' (Project Site Jintokuso). Other labeled locations include '埋蔵文化財包蔵地: 尾道遺跡' (Buried Cultural Property Site: Oiwake Ruins), '西國寺' (Westkokuji), '西郷寺' (Seikyoji), '浄土寺' (Jintokuso), '埋蔵文化財包蔵地: 丹花城跡' (Buried Cultural Property Site: Niwaki Castle Ruins), '常称寺' (Jochoji), '天寧寺' (Tenneiji), '埋蔵文化財包蔵地: 千光寺山城跡' (Buried Cultural Property Site: Senkokuji Castle Ruins), and '尾道市役所' (Oiwake City Office). The JR Sagami Line is also shown.</p>
事業概要	<p>重要文化財建造物への防災設備を整備する。</p>  <p>常称寺に設置した防災設備</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>火災から重要文化財建造物を守るため、防災設備を整備し、防災体制を設備面から強化することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

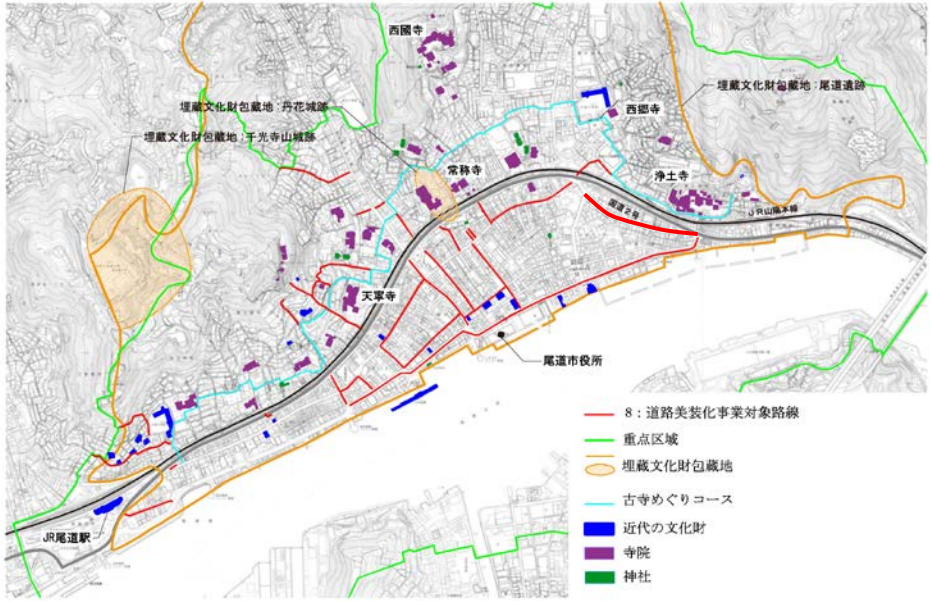

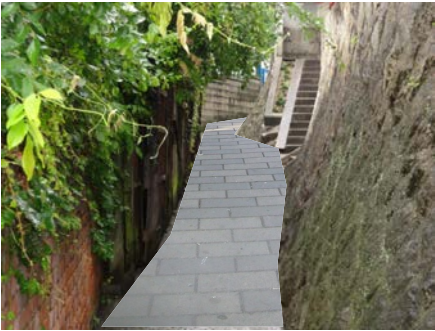
番号	No.5
事業名	まちなみ形成事業
整備主体	民間(所有者等)
支援事業名	平成 15 年度～：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業） 令和元年度：観光振興事業費補助金（歴史的観光資源高質化支援事業） 令和 2～3 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 29～令和 3 年度）
事業期間	平成 15 年度～令和 3 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>個性的で風格のあるまちなみを創出することを目的に、散在する歴史的建造物・工作物（歴史的風致形成建造物を除く）の所有者等が行う、建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更等の整備に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>また、尾道市総合計画に記載された観光まちづくりの推進、インバウンド対策の強化の施策等に資する事業として、歴史的なまちなみを阻害する建築物の美装化・除却等を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた地域特有のまちなみ全体の質の向上を図るとともに、跡地についても観光客や住民の憩いの広場等の整備・活用に取り組む。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 整備前 整備後 </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>個性的で風格のあるまちなみの形成に寄与する修景及び観光客の受入環境の充実に資する整備への支援を行い、良好な市街地環境の向上を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与すると同時に、特に外国人観光客の誘客を促進する。</p>

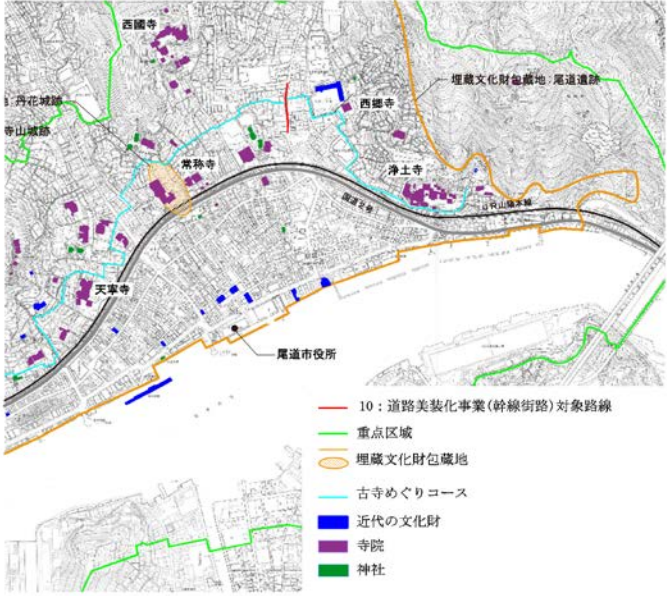

番号	No.6
事業名	歴史的風致形成建造物修景・修復事業
整備主体	尾道市・民間（所有者等）
支援事業名	平成 27～令和 3 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 29～令和 3 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 29～令和 3 年度）
事業期間	平成 27～令和 3 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>歴史的風致形成建造物に指定された建造物の修景や修復のための整備費用に対し補助金を交付する。市が所有する建造物については、市による整備を行う。</p> <div data-bbox="497 810 1302 1424" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">旧住友銀行尾道支店 (歴史的風致形成建造物の候補)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	老朽化している歴史的風致形成建造物の修復や修景を行うことにより、その保全を図るとともに、活用を促進することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No.7
事業名	指定文化財管理事業
事業主体	広島県
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業
事業期間	昭和 54 年度～
事業箇所	重点区域内：浄土寺・西國寺・西郷寺・常称寺・天寧寺 (尾道・向島歴史的風致地区) 向上寺 (瀬戸田歴史的風致地区) (重点区域外：吉原家住宅)
	 <p>埋蔵文化財包蔵地：尾道遺跡 西國寺 埋蔵文化財包蔵地：丹花城跡 常称寺 浄土寺 埋蔵文化財包蔵地：千光寺山城跡 天寧寺 尾道市役所</p> <p>尾道・向島歴史的風致地区</p>  <p>瀬戸田歴史的風致地区</p> <p>※上記寺院のうち、重要文化財建造物が事業の対象</p>
事業概要	重要文化財建造物の防災設備が円滑に機能するよう、その点検や維持管理を行う。
	 <p>常称寺本堂</p>  <p>向上寺三重塔</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	火災等の様々な災害から建造物を守るため、防災設備の設置・点検を行い、被害を未然に防ぐことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No.8
事業名	文化財防災啓発事業
事業主体	重要文化財所有者・尾道市
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	重点区域内：浄土寺・西國寺・西郷寺・常称寺・天寧寺 (尾道・向島歴史的風致地区) 向上寺(瀬戸田歴史的風致地区) (重点区域外：吉原家住宅等) 以上の建造物から年間 1 箇所
	 <p>尾道・向島歴史的風致地区</p> <p>瀬戸田歴史的風致地区</p>
事業概要	<p>市民等の協力を得ながら、文化財を火災等から守るため、文化財と防災に関する意識啓発を図るとともに、定期的・継続的に防災訓練を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	火災等の様々な災害から建造物を守るために防災訓練を実施し、また文化財防災に関して意識啓発を図り、被害を未然に防ぐことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



(2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

番号	No.9
事業名	道路美装化事業
整備主体	尾道市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 24～令和 3 年度
事業箇所	重点区域（尾道・向島歴史的風致地区） 
事業概要	<p>神社仏閣等の歴史的建造物を回遊する小路や斜面地等の散策道において、舗装及び側溝の美装化を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  ➔  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 現 状 舗装美装化のイメージ </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>舗装及び側溝の美装化を行い、回遊性のあるネットワークの形成と良好な市街地環境の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

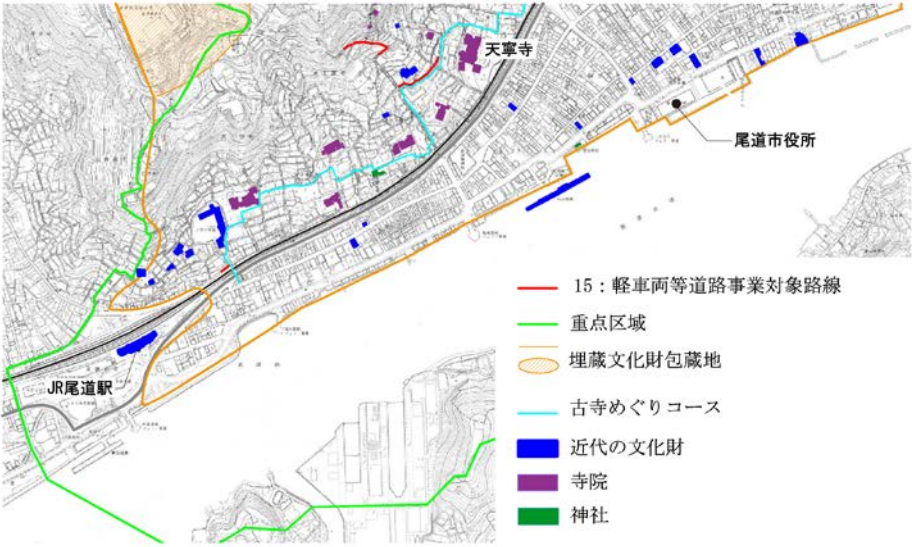

番号	No.11
事業名	道路美装化事業(幹線街路)
整備主体	尾道市
支援事業名	昭和 59～平成 30 年度：社会資本整備総合交付金（街路事業） 令和元～3 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 29～令和 3 年度）
事業期間	昭和 59～令和 3 年度
事業箇所	久保 2 丁目、西久保町 
事業概要	旧西国街道にあたる久保長江線の歩道において、舗装の美装化を行う。  久保長江線における整備完了箇所の状況
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	沿道の建造物や工作物の修景整備を通して、まちづくりへの参画を促すことにより、尾道の歴史に対する市民の意識の向上が図られると同時に、一体的な街並みの形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No.13
事業名	老朽危険建物除却促進事業
整備主体	民間(所有者等)
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成24～令和3年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>良好な景観の形成の促進及び住環境の改善を図ることを目的に、使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <div data-bbox="549 757 1270 1294" data-label="Image"> </div> <p>老朽化した建物</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却を行うことにより、住環境の改善や良好な景観の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.14
事業名	空き家再生促進事業
整備主体	民間（所有者等）
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成24～令和3年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>空き家の有効利用を通して、地域の活性化及び良好な景観の形成の促進を図ることを目的に、空き家の再生に必要な改修に要する経費に対し補助金を交付する。</p>  <p>空き家再生の事例（資料提供：NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>尾道のまちの景観に溶け込んでいる既存建造物を再生し活用することにより、地域の活性化と良好な景観の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.15
事業名	電柱類等景観改善事業
整備主体	尾道市
支援事業名	平成 30～令和 3 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 令和 2 年度：尾道市単独事業
事業期間	平成 30～令和 3 年度
事業箇所	重点区域内 3 箇所
事業概要	<p>電柱・電線の輻輳により眺望景観が阻害されている通りを対象に、上空の電線を集約し景観に配慮した電柱とすることで、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>また、歴史的建造物の周囲に立ち、歴史的なまちなみの景観を阻害する電柱・電線を移設し、歴史的なまちなみの景観の維持・向上を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>東御所 5 号線（東御所通り）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>瀬戸田町堀内邸周辺</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>上空の電線を集約・整理し景観に配慮した電柱とすることにより、道路上空の乱雑な景観を解消し、また、歴史的建造物が醸し出す地域の魅力をより一層高めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(3) まちなか回遊性の向上

番号	No.16
事業名	軽車両等道路事業
整備主体	尾道市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成 29～令和 3 年度
事業箇所	<p>東土堂町、西土堂町</p> 
事業概要	<p>市民や観光客の利便性向上のため、階段部や隅切りのない交差部において、道路のスロープ化や隅切り確保を行う。</p>  <p>現 状（千光寺本参道）</p> <p>スロープの整備イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>尾道市の景観を形成する大きな要素の一つであり観光客が回遊する坂道において、階段や隅切りのない交差部を整備し、市民や来訪者による回遊時の安全性の向上と良好な景観の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.17
事業名	夜間景観形成事業
整備主体	尾道市
支援事業名	平成 24～令和 3 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 29～令和 3 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 29～令和 3 年度）
事業期間	平成 24～令和 3 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>夜間の安全な通行と夜間景観の形成の促進を図ることを目的に、歴史的な背景を持つ街並みに調和したデザインの街灯等の設置を行う。</p> <p>また、歴史的建造物及びその周辺の公共空間も、その価値をより一層高めるようライトアップを展開する。</p> <div data-bbox="614 855 1187 1610" data-label="Image"> </div> <p>まち灯り道の街灯</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>夜間の安全な通行と夜間景観の形成の促進において、大きな要素である街灯等の整備を計画的に行い、歴史的建造物等のライトアップも併せて実施することで、文化財を生かした夜間景観となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.18
事業名	データ収集分析調査事業
整備主体	尾道市
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業
事業期間	平成 29 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>文化財や歴史的風致等の多様な魅力を、より多くの外国人旅行者に対して、効率的・効果的に情報発信し、外国人旅行者の受入環境を更に向上させるため、現状調査やニーズ調査等のデータ収集を行い、分析調査した結果を地域観光担い手育成事業等の基礎資料として活用する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;">   </div> <p style="text-align: center;">調査イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的風致の現状調査やニーズ調査等のデータ収集を行い、分析調査した結果とこれまでの外国人旅行者の受入環境の整備の取組と併せ、更に地域観光の担い手を育成し、都市の魅力の向上や賑わいを創出することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.19
事業名	総合案内板設置事業
整備主体	尾道市
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業
事業期間	平成 27～28 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>重点区域内全体の情報発信を多言語表示（日本語、英語、韓国語、北京語、広東語の5言語）で行う総合案内板を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">総合案内板 設置イメージ</p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">総合案内板 盤面イメージ</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物等を多国語で総合的に案内する総合案内板を設置することにより、歴史的風致相互の回遊性向上を図り、市民や外国人観光客も含めた来訪者の歴史的建造物等への理解を深め、都市の魅力の向上や賑わいを創出することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.20
事業名	多国語音声設備設置事業
整備主体	尾道市
支援事業名	平成 24～26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業） 平成 27～29 年度：歴史的風致活用国際観光支援事業 平成 30～令和 3 年度：尾道市単独事業
事業期間	平成 24～令和 3 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>神社仏閣等や観光施設等において、海外からの観光客にも対応可能な多国語（日本語、英語、韓国語、北京語、広東語の 5 言語）の音声システムを備えた設備を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">多国語音声設備 設置イメージ</p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">機器操作部詳細</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物等において、多国語の音声設備を設置することにより、市民や海外からの観光客も含めた来訪者の歴史的建造物等への理解を深め、都市の魅力の向上や賑わいを創出することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No.21
事業名	地域観光担い手育成事業
整備主体	尾道市
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業
事業期間	平成 29 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>データ収集分析調査事業による分析結果を基礎資料として活用し、本市の歴史的風致を中心とした多様な観光資源を訪日外国人旅行者に確実に提供するために必要な人材の確保と育成を行う。</p> <p>なお、多様な観光資源の一つとして瀬戸内しまなみ海道を中心としたサイクリングも挙げられることから、地域観光コーディネーターの育成にあたっては、サイクリングロード等の沿線にある歴史的風致の案内もあわせて行うことができるような研修等を実施することとする。</p>
	  <p style="text-align: center;">イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を中心とした多様な観光資源を訪日外国人旅行者に確実に提供するために必要な人材の確保と育成を行い、訪日外国人旅行者への文化や歴史的建造物等への理解を深め、都市の魅力の向上や賑わいを創出することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No.22
事業名	便所洋式化改修事業
整備主体	尾道市
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業
事業期間	平成 27～29 年度
事業箇所	重点区域全域（※） （※）重点区域周辺（重点区域内の施設と一体的に利用されている施設の設備）を含む。
事業概要	<p>観光案内所及び休憩所等の利便施設内和式便器の洋式化を実施する。</p> <p style="text-align: center;">便所洋式化の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>整備後</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>整備後</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">  <p>整備イメージ 左側：和式⇒洋式 ➤整備前：和式 1 基、洋式 1 基 整備後：洋式 2 基</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	観光案内所及び休憩所等の利便施設内和式便器の洋式化を実施し、外国人旅行者のニーズに応じた利便性の向上を図り、都市の魅力の向上や賑わいを創出することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No.23
事業名	歩行者安全対策事業
整備主体	尾道市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 24～令和 3 年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>坂の多い尾道市において、市民や観光客の円滑な歩行を補助するため、周囲の歴史的な背景を持つ街なみに調和したデザインの新たな手すりを設置する。また、劣化している手すりについても、同様なデザインへの更新を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>手すりが整備された千光寺新道</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現 状</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>手すり設置の整備イメージ</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>尾道市の景観を形成する大きな要素の一つである坂道において、手すりを整備することで、市民や来訪者による回遊時の安全性の向上と良好な景観の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.24
事業名	道路水路修繕事業
整備主体	尾道市
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	平成24～令和3年度
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>坂の多い尾道市において、市民や観光客の安全な歩行のために、劣化によって構造的に安全面の問題があるものや美観が損なわれている階段及び水路等の修復を行い、街並み景観の形成の促進を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>階段の状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水路の状況</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>道路の状況</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>尾道市の景観を形成する大きな要素の一つである坂道の階段及び水路を整備し、市民や来訪者による回遊時の安全性の向上と良好な景観の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.25
事業名	駐輪場整備事業
整備主体	尾道市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 30～令和 3 年度
事業箇所	重点区域全域
	 <p>(第1候補地：西土堂町)</p>
事業概要	<p>小路の多い尾道市においては、小路に駐輪された二輪車によって、市民や観光客の安全な歩行が脅かされるとともに、美観が損なわれる恐れもあるため、空き地を活用して新たに駐輪場を整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 現 状 駐輪場の整備イメージ </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>空き地を活用した駐輪場の整備によって、二輪車を集約し路上の駐輪状況の改善が見込め、市民や来訪者による回遊時の安全性の向上と良好な景観の形成の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No. 26
事業名	千光寺公園頂上エリアリニューアル事業
整備主体	尾道市
支援事業名	平成 29～令和 3 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 29～令和 3 年度）
事業期間	平成 29～令和 3 年度
事業箇所	重点区域内：千光寺公園周辺
事業概要	<p>千光寺公園は多くの市民・観光客が訪れる本市の観光スポットの代表であり、より一層の魅力の向上及び回遊性のあるネットワークの形成等を図るため、展望台のリニューアル、緑地の整備及び新たな視点場の形成など、頂上エリア全体の整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">↓</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民・観光客に親しまれている千光寺公園エリアの整備を実施し、来訪者の回遊性・快適性の向上、良好な景観の形成、賑わいの創出を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

番号	No. 27
事業名	文化・交流・情報発信機能整備事業
整備主体	尾道市
支援事業名	令和2～3年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成29～令和3年度）
事業期間	令和2～3年度
事業箇所	重点区域（尾道・向島歴史的風致地区）
事業概要	<p>市民や観光客のための交流スペースや、歴史・文化、観光の情報発信のための施設の整備を行う。</p> <div data-bbox="552 768 1254 1464" data-label="Image"> </div> <p>しまなみサクラ公園</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史・文化・観光の情報発信と、市民や観光客の交流拠点を整備することで、地域への興味・関心を高め、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(4) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発

番号	No.28
事業名	文化財調査・研究事業
事業主体	尾道市
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	平成20年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>文化財総合的把握モデル事業（平成20年度～22年度）を継承する形で、計画的・継続的に文化財の調査・研究を進める。</p> <p>重点区域に関する主な取組は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物及び町並み調査事業 <ul style="list-style-type: none"> ・尾道旧市街地（和洋折衷住宅群） ・瀬戸田地区の町並み ○文化財類型に基づく調査・研究（未指定文化財を含む） ○調査の結果・成果のデータベース化 等
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>歴史的建造物調査</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>仏像調査</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>内陸部から瀬戸内海の島嶼部までを含む尾道市には、文化財総合的把握モデル事業を通じて、様々な時代の有形無形の多種多様な文化財が存在し、その多くが未指定文化財であることを確認している。また、まだ把握できていない文化財も多数あると類推される。</p> <p>このため、本事業によって、さらに文化財の調査・研究を進めることは、尾道市の文化財の全体像に迫り、個々の文化財の保存・活用、さらには関連性や広がりを持った保存・活用を進めることになる。</p> <p>つまり、本事業は、尾道市の歴史的風致の（再）発見や価値づけ、魅力アップにつながる基礎的な取組でもあり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



番号	No.29
事業名	郷土芸能祭開催事業
事業主体	尾道観光協会
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	平成 21 年度～
事業箇所	しまなみ交流館
事業概要	<p>尾道市内の神楽や鉦太鼓踊り、太鼓等の民俗芸能を市民に披露し、民俗芸能の普及と顕彰に努める。</p> <p>重点区域をはじめ尾道市における郷土芸能を広く紹介するとともに、普及・啓発を図る。</p>
	  <p style="text-align: center;">郷土芸能祭</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>郷土芸能の団体の発表の場であり、各団体における人材の確保・育成や活動の維持・活性化に資する。</p> <p>郷土芸能の普及・啓発などを通じて、関係する人材や活動、市民の意識面から歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.30
事業名	史跡等総合活用支援推進事業
事業主体	尾道市
支援事業名	平成 19～22 年度：国宝重要文化財等保存整備事業 平成 23～24 年度：文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 平成 25～26 年度：地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 平成 27 年度～ ：地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業期間	平成 19 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>埋蔵文化財の整理・情報公開・データベースの整備・出張展示会、講演会の開催を行う。</p> <p>特に、重点区域（尾道・向島歴史的風致地区）では、尾道遺跡に関する資料・データ等の整理、情報公開、啓発等に取り組む。</p>
	 <p style="text-align: center;">出張展示会</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>尾道旧市街地は、地下に中世の港町の遺構が眠っており、現在の暮らしや都市活動等は、中世をはじめとした埋蔵文化財の上で営まれていることとなる。</p> <p>本事業は、こうした事実と尾道の特性を、市民や訪れた人々等に知ってもらいながら、埋蔵文化財の価値や魅力等を普及するものである。</p> <p>こうした取組を通じて、中世をはじめとした文化財の上に成り立っている歴史的風致の価値や魅力を、市民等が認識し、守り、生かしていく心と取組を育むことにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.31
事業名	文化財愛護少年団事業
事業主体	尾道市
支援事業名	昭和 43 年度～平成 22 年度：尾道市単独事業 平成 23～24 年度：文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 平成 25～26 年度：地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 平成 27 年度～ ：地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業期間	昭和 43 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>文化財愛護少年団の歴史は長く、毎年小中学生を対象に「文化財愛護少年団学習会」を様々な形で開催し、文化財愛護精神と郷土愛の育成に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、文化財愛護少年団活動に対する普及・啓発を図りながら、参加を促進する。</p> <p>尾道旧市街地を主対象に、文化財に関連した体験教室、「おたからマップづくりワークショップ」等を開催する。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>古寺めぐり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>おたからマップづくりワークショップ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">作品（マップ）の発表</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、文化財愛護少年団の活動の継承・発展を図り、子どもの時期から文化財に親しみ、学ぶ機会を確保することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.32
事業名	文化財講座開催事業
事業主体	尾道市
支援事業名	平成 14～22 年度：尾道市単独事業 平成 23～24 年度：文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 平成 25～26 年度：地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 平成 27 年度～ ：地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業期間	平成 14 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市全体やそれぞれの地域、共通するテーマ等で、文化財や歴史に関する講演会等を開催してきている。</p> <p>今後とも、尾道市の文化財及び歴史に関する講演会等の開催を図る。</p> <p>その中では、重点区域を対象とした講演会等も開催し、歴史的風致の内容や意義、維持及び向上の取組についても理解を高めていく。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>文化財講座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>歴史文化リレー講演会</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>歴史文化シンポジウム（尾道）</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、文化財や歴史に関する講演会の開催等の取組を継承・発展させることで、市民の歴史文化や歴史的風致に関する関心や理解を高めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.33
事業名称	民俗芸能等支援事業
事業主体	尾道市
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	昭和 43 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市において文化財指定を受けている民俗芸能の活動を支援し、文化財の保存・継承や地域の活性化を促進する。</p> <p>また、尾道市には未指定の無形民俗文化財（民俗芸能）も多数あり、その担い手・後継者の確保や開催の支援を検討する。</p> <p>さらに、民俗芸能の調査や記録、情報発信等を行う。</p>
	 <p style="text-align: center;">尾道ベッチャー祭</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>尾道市には、把握しているだけで、現在行われている民俗芸能が未指定を含め 50 件近くあり、全国的にも希有な地域といえる。しかし、多くの関係する団体が過疎化・高齢化等によって担い手不足になっており、近い将来、民俗芸能が衰退していくことが懸念される。</p> <p>そうした中、本事業を取り入れることによって、民俗芸能の担い手や後継者の確保につながるとともに、民俗芸能の継承、さらには地域の活性化に資することになる。</p> <p>神社等の歴史的建造物や町中などで民俗芸能が行われることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.34
事業名	尾道歴史文化読本作成事業
事業主体	尾道市
支援事業名	平成 24 年度：文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 平成 25～26 年度：地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 平成 27 年度～ ：地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市では、文化財愛護少年団活動や学校教育等を通じて、小さいころから文化財愛護精神と郷土愛の育成に取り組んでいる。</p> <p>こうした取組を継承・発展させるため、尾道市の学校教育（小学校中学年～中学生を主対象）における歴史読本の作成を図る。</p> <p>その中では、重点地区等の歴史的風致に関しても、分かりやすく記載する。また、「古寺めぐり」や「おたからマップ」等、文化財愛護少年団活動における成果や子どもの感性等を、読本に生かすことも検討する。</p> <p>さらに、尾道市を訪れた小中学生等を対象とした活用も検討する。</p>
	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>「古寺めぐり」における「おたからシート」の作成</p> <p>↓</p> <p>子どもの感性や活動を読本に生かす</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>「古寺めぐり」をもとにした「おたからマップ」</p> <p>↓</p> <p>子どもの感性や活動を読本に生かす</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、歴史読本の作成・活用を図り、子どもたちの文化財や郷土に対する関心や愛着を高めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.35
事業名	文化財めぐり事業
事業主体	尾道市
支援事業名	昭和 43 年度～平成 22 年度：尾道市単独事業 平成 23～24 年度：文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 平成 25～26 年度：地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 平成 27 年度～ ：地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業期間	昭和 43 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市では、区域・地域ごとに、またはテーマに基づいて、市民等が文化財に親しみ、学ぶ「古寺めぐり」などを行っている。</p> <p>今後とも、こうした体験型の文化財めぐりを開催する。</p> <p>その中では、重点区域を対象とした、または重点区域を含むコースの設定も行う。</p> <p>さらに、歴史的風致の視点を取り入れたガイドンスにも留意する。</p>
	 <p>親子で参加の「古寺めぐり」</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、これまで行ってきた「古寺めぐり」などの取組を継承・発展させることで、市民等の歴史文化や歴史的風致についての関心や理解を高めることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.36
事業名	近代化遺産活用事業
事業主体	尾道市
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	平成20年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市では、バスを利用して市内各地の近代化遺産をめぐる取組を行っている。</p> <p>今後とも、関係権利者・管理者の理解と協力を得ながら、近代化遺産の公開の促進に努めるとともに、「近代化遺産めぐり」などの開催を図る。</p> <p>特に、近代化遺産が多数立地する重点区域（尾道・向島歴史的風致地区）においては、近代化遺産をめぐる機会や学ぶ機会を多様な形で確保するとともに、歴史的風致の観点も取り入れたガイドンスを行う。</p>
	    <p style="text-align: center;">バスを利用した「近代化遺産めぐり」</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、近代化遺産をめぐる取組を継承・発展させることで、市民等の近代化遺産や歴史的風致についての関心や理解を高めることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

番号	No.37
事業名	文化施設ネットワーク事業
事業主体	尾道市
支援事業名	尾道市単独事業
事業期間	平成24年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>おのみち歴史博物館、尾道商業会議所記念館、尾道遺跡発掘調査研究所等の役割分担と連携を図りながら、情報の共有化・ネットワーク化を進め、市民や訪れた人々の情報サービスを高めるとともに、ホームページにおける歴史文化情報等の充実を目指す。</p> <p>また、尾道市の歴史的風致に関する情報の整理と発信を図る。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>おのみち歴史博物館 (旧尾道銀行本店)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>尾道商業会議所記念館 (旧尾道商業会議所)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、情報化に関する取組をさらに発展させることで、市民等の尾道市の歴史文化や歴史的風致についての関心と理解を高めることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

また、今後とも尾道市として文化財の調査・研究を進め、重点区域内において歴史的価値等が明確になった建造物については、歴史的風致形成建造物への指定だけでなく、文化財保護法や文化財保護条例による指定または登録、あるいは景観法による指定（景観重要建造物）も検討する。

歴史的風致形成建造物については、指定された建造物そのものを保存するだけでなく、その周辺環境の保存・整備や、地域で営まれている歴史及び伝統を反映した人々の活動の継承にも努める。

こうした観点を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定基準を定める。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る（歴史まちづくり法第12条）。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

尾道市における歴史的風致形成建造物の指定基準を、以下のように設定する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定は、「前提となる指定基準」と「選択的指定基準」が合わさる必要がある。

<前提となる指定基準：次のいずれにも該当する歴史的建造物>

- ①日常的に一般公開されているもの、または、外観等を公共の場（道路・小路、広場等）から視覚できるもの（視覚できない非公開の民家の庭園等は含まない）
- ②歴史的風致形成建造物に指定することにより、保存・管理面における効果が期待されるもの
- ③所有者等の同意が得られたもの

<選択的指定基準：次のいずれかに該当する歴史的建造物>

- ①歴史的な意匠、技術が建造物の概ね全体にわたって良好に残されているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性を備えたもの
- ③歴史的な街並みの構成要素として重要なもの

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

尾道市における歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ②広島県または尾道市の文化財保護条例に基づく指定重要文化財（建造物）
- ③尾道市が調査を行った歴史的建造物
- ④景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度による登録建造物：今後、制度の創設を検討

(4) 歴史的風致形成建造物の候補

指定基準や対象等を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。

① 尾道・向島歴史的風致地区

尾道・向島歴史的風致地区において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補（1/3）

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
登録有形文化財	旧福井邸 (住宅) [東土堂町]		大正元年(1912)～ 昭和3年(1928) 木造	個人	
	みはらし亭 (旅館) [東土堂町] 平成27年9月1日 歴史的風致形成 建造物指定		大正10年(1921) 木造	個人	
尾道市重要文化財	旧尾道商業 会議所 (産業：金融) 平成27年9月1日 歴史的風致形成 建造物指定		大正12年(1923) RC造(「鉄筋コン クリート造」以下 同様)	尾道市	○現在：尾道 商業会議所 記念館 ○調査履歴： 歴史的建造 物及び町並 み調査※1
	旧尾道銀行本店 (産業：金融) [久保一丁目]		大正12年(1923) RC造	民間	○現在：おの みち歴史博 物館 ○調査履歴： 歴史的建造 物及び町並 み調査

※1 歴史的建造物及び町並み調査

平成18～20年度に尾道市が実施した歴史的建造物及び町並み調査。旧市街地が対象

※2 三浦研究室調査

平成20年度に実施した広島大学三浦正幸研究室による近代建造物調査。尾道市の委託事業。市内全域が対象

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補（2 / 3）

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
尾道市重要文化財	爽籟軒茶室 (住宅) [久保二丁目]		嘉永 3 年(1850) 木造	尾道市	○現在：爽籟軒茶室（公開） ○調査履歴：三浦研究室建造物調査※2 ○庭園は尾道市名勝
	旧三井住友銀行尾道支店 (産業・金融) [土堂一丁目]		昭和 13 年 (1938) RC 造	尾道市	○調査履歴：尾道市調査
未指定	旧住友銀行尾道支店 (産業：金融) [久保一丁目]		明治 37 年 (1904) 木造 (モルタル塗、石張)	尾道市	○現在：尾道市労働センター ○調査履歴：三浦研究室建造物調査 ○住友銀行と尾道の関係を証明する建物
	おのみち映画資料館 (産業：倉庫) [久保一丁目]		明治時代 木造	建物：尾道市 土地：民間	○現在：おのみち映画資料館 ○調査履歴：三浦研究室建造物調査・歴史的建造物及び町並み調査
	志賀直哉旧居 (住宅) [東土堂町]		大正元年(1912) ※推定 木造	尾道観光協会	○調査履歴：歴史的建造物及び町並み調査

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補（3 / 3）

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
未指定	中村憲吉旧居 (住宅) [東土堂町]		大正 5 年(1916) ※推定 木造	建物： 尾道市 土地： 民間	○現在：おのみち文学の館 ○調査履歴： 歴史的建造物及び町並み調査
	尾道市立久保小学校校舎 (教育・文化) [東久保町]		昭和 8 年～16 年 (1933～41) R C 造	尾道市	○調査履歴： 三浦研究室 建造物調査
	尾道市立土堂小学校校舎 (教育・文化) [東西土堂町]		昭和 12 年 (1937) R C 造	尾道市	○調査履歴： 三浦研究室 建造物調査

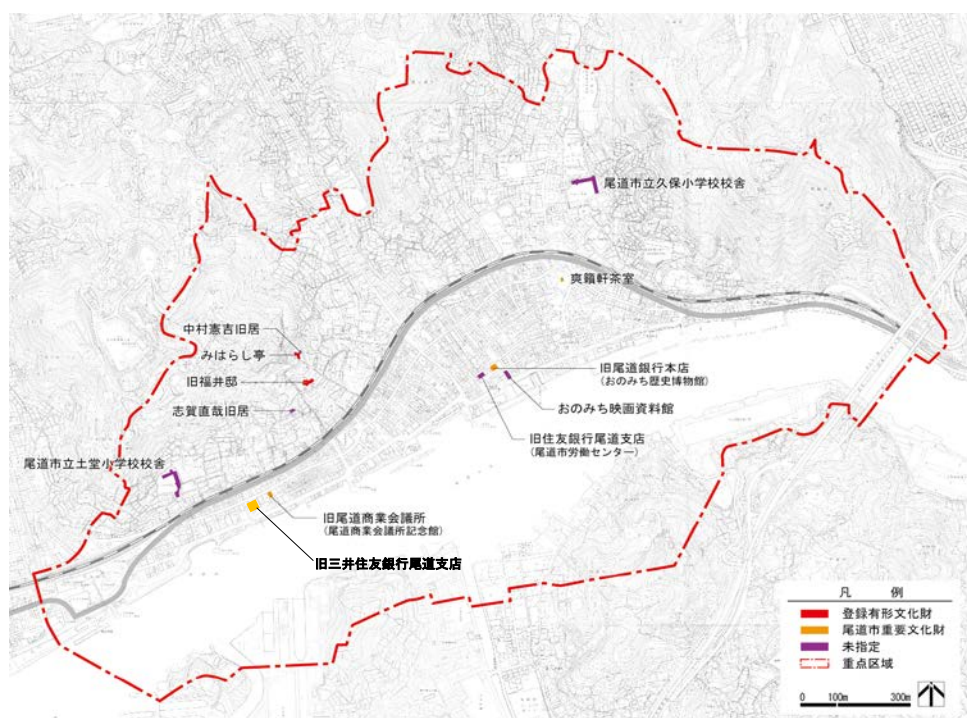


図 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補

② 瀬戸田歴史的風致地区

瀬戸田歴史的風致地区において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

表 7-2 瀬戸田歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
未指定	旧堀内家土蔵 (産業・倉庫) [瀬戸田町]		大正時代※推定 木造	民間	○調査履歴： 宮本研究室 建造物調査 ※3
	堀内邸 (住宅) [瀬戸田町]		明治9年(1876) 木造	民間	○敷地内の茶 屋一夢亭は尾 道市重要文化 財

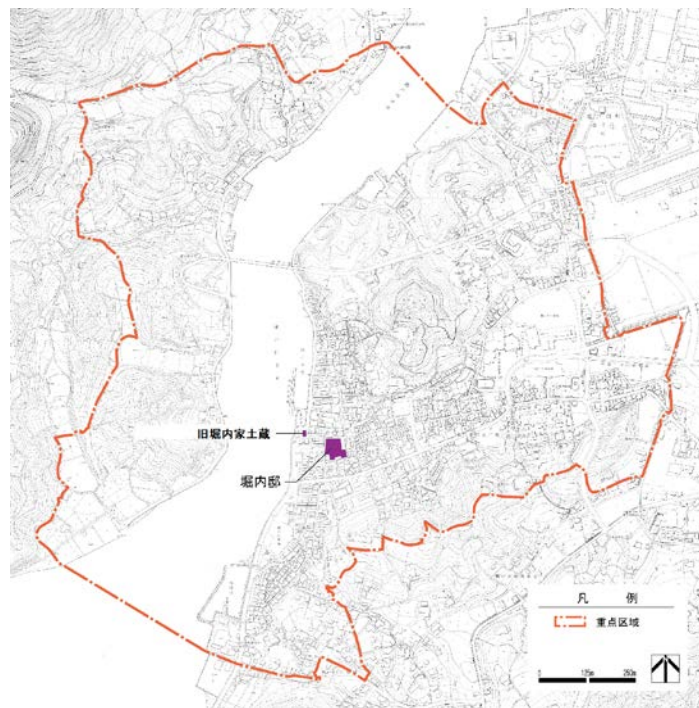


図 7-2 瀬戸田歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補

※3 宮本研究室調査

平成20年度に実施した文化財総合的把握モデル事業において、九州大学宮本雅明研究室による瀬戸田地区の近世～近代建造物調査。尾道市の委託事業

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、それが有効に活用されるよう、そこで営まれている生活等への配慮やき損の防止等に留意しながら、できる限り公開されるように取り組む。

さらに、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存または復原に努める。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の方向

前記の基本的な考え方を踏まえ、歴史的風致形成建造物の法的な位置づけ等により、維持・管理の方向を以下のように設定する。

表 7-3 歴史的風致形成建造物（指定した場合）の維持・管理の方向（1 / 2）

種 別	維持・管理の方向	備 考
登録有形文化財	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風致形成建造物の外観を対象とした保存修理を基本とし、価値の継承を図る。 ○歴史的な意匠等を変化させる増改築、模様替えは、外部から視覚できる範囲は、できるだけ行わないようにする。 ○公開・活用の内容に応じて、必要な防災上の措置を行う。 ○復原等を行う場合には、必要な技術指導等を踏まえて対応する。 ○外部から視覚できない、または視覚しにくい建造物の内側や内部等については、そこで営まれる生活等の維持・向上の必要性に応じて、増改築、模様替えを認める。 	登録有形文化財は、外観を対象とした保存・修理が基本
尾道市重要文化財（建造物） ※今後、広島県重要文化財を指定した場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風致形成建造物のき損等に応じた保存修理を基本とし、復原にも対応する。 ○増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則認めない。 ○現状変更等に関しては、条例等に基づき、所定の手続きを経て行う。 ○保存修理に際しては、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を検討する。 	指定文化財は、現状維持または保存修理、復原が基本
調査を行った歴史的建造物（建築物：未指定）	<ul style="list-style-type: none"> ○調査を経て、文化財の指定または登録を行った場合は、それぞれ上記にしたがって対応する。 ○その他の場合は、外観を対象とした保存修理を基本とし、建造物の価値に応じた維持・管理に努める。 ○所有者が尾道市（行政）以外の場合は、歴史的風致形成建造物の意義や目的等に関する所有者等の理解を高めながら、価値に基づいた適切な維持・管理を促進する。 ○保存修理に際しては、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を検討する。 	竣工年や建築様式等が把握できていない場合は、建造物調査を実施する。

表 7-3 歴史的風致形成建造物（指定した場合）の維持・管理の方向（2 / 2）

種 別	維持・管理の方向	備 考
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物は、原則として、道路等の公共空間から視覚できる範囲の外観を基本に、保存修理を図り、景観的価値等の継承を図る。 ○景観法に基づいた所有者等の届出義務等の遵守に加えて、支援制度の利用を促進する。 ○保存修理及び修景に際しては、景観法に関する支援制度とともに、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を検討する。 ○指定した景観重要建造物が県または市の指定文化財である場合は、文化財保護法に基づいた維持・管理を基本としながら、景観まちづくりの観点からの修理等の取組を促進する。 	<p>景観法に基づく景観重要建造物の制度の導入を検討する。</p> <p>上記の制度を導入した場合は、指定基準を設定し、制度の周知を図りながら、該当する建造物の所有者による景観重要建造物の指定に向けた提案を促進する。</p>

(3) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

① 所有者の管理義務

○指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じる。

② 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

○建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の 30 日前までに、市長に届出が必要。

○市長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

○指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、き損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。

○建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、市長に届出が必要。

(3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条に基づき、以下のようになる。

○登録有形文化財については、文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合。

○広島県指定の重要文化財（有形文化財：建造物）については、広島県文化財保護条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

○尾道市指定の重要文化財（有形文化財：建造物）については、尾道市文化財保護条例に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

○景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

資料編

尾道市の文化財一覧

■国：国宝、重要文化財、名勝、登録有形文化財、その他

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	国宝	浄土寺多宝塔	1基	S	28	3	31	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	国宝	浄土寺本堂	1棟	S	28	3	31	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	国宝	向上寺三重塔	1基	S	33	2	8	尾道市瀬戸田町	宗教法人
絵画	国宝	絹本著色普賢延命像	1幅	S	50	6	12	尾道市西土堂町	宗教法人
建造物	重要文化財	西國寺金堂	1棟	T	2	4	14	尾道市西久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	西國寺三重塔	1基	T	2	4	14	尾道市西久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺阿弥陀堂	1棟	T	2	4	14	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	光明坊十三重塔	1基	S	2	4	25	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	重要文化財	天寧寺塔婆	1基	S	24	2	18	尾道市東土堂町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺納経塔	1基	S	28	8	29	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺宝篋印塔	1基	S	28	8	29	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺宝篋印塔	1基	S	36	3	23	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	西郷寺山門	1棟	S	36	6	7	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	西郷寺本堂	1棟	S	36	6	7	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	吉原家住宅(主屋、納屋、附便所・鎮守社・棟札・家相図)	2棟	H	3	5	31	尾道市向島町	個人
建造物	重要文化財	浄土寺山門	1棟	H	6	7	12	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺方丈・唐門・庫裏及び客殿・宝庫・裏門・露滴庵	6棟	H	6	7	12	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	常称寺(本堂・観音堂・鐘撞堂・大門)	4棟	H	19	12	4	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	M	45	2	8	尾道市瀬戸田町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色千手千眼観音像	1軀	S	35	6	9	尾道市瀬戸田町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	S	43	4	25	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	S	53	6	15	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造千手観音立像	1軀	M	32	8	1	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造釈迦如来立像	1軀	M	32	8	1	尾道市西久保町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	M	32	8	1	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	M	34	8	2	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造聖徳太子立像 (摂政像)	1 軀	T	1	9	3	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造聖徳太子立像 (孝養像)	1 軀	T	1	9	3	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造釈迦如来立像	1 軀	T	4	3	26	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	3	8	17	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造浄土曼荼羅刻 出龕	1 基	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造聖徳太子立像 (南無仏太子)	1 軀	S	11	9	18	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	S	14	9	8	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造仏涅槃像	1 軀	S	24	2	18	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	S	24	2	18	尾道市原田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	S	32	8	1	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	38	2	14	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造観音菩薩立像	1 軀	S	52	6	11	尾道市向東町	宗教法人
工芸品	重要文化財	銅製五鈷鈴	1 口	M	32	8	1	尾道市西久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	錫杖	1 柄	M	44	4	17	尾道市西久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	唐花鴛鴦八稜鏡	1 面	S	17	12	22	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	重要文化財	孔雀餞金経箱	1 合	S	30	2	2	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	孔雀餞金経箱	1 合	S	30	2	2	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	重要文化財	銅水瓶	1 口	S	34	6	27	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	重要文化財	金銅五鈷鈴	1 口	S	36	2	17	尾道市西久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	孔雀文沈金経箱	1 合	S	44	6	20	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	紺紙金銀泥法華経	1 卷	M	43	4	20	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	紙本墨書別異弘願 性戒鈔	1 帖	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	紙本墨書大般若経 卷第九十九	1 卷	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
書跡・典籍	重要文化財	絹本著色三十六歌仙切 佐竹家伝来	1 卷	S	11	5	6	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・典籍	重要文化財	貫之家歌合	1 卷	S	36	2	17	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・典籍	重要文化財	紙本白描遊行上人絵	4 卷	S	53	6	15	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書観音法楽和歌	1 卷	M	37	8	29	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書定証起請文	1 卷	M	43	4	20	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書浄土寺文書	1 卷	M	43	4	20	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書陽光院御筆御消息	1 幅	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書正親町天皇宸翰御消息	1 幅	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
考古資料	重要文化財	日向国児湯郡持田古墳出土品 一、画文帯神獸鏡 二、変形四獸鏡		S	37	6	21	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	重要美術品	石造宝篋印塔	1 基	S	12	8	28	尾道市西藤町	宗教法人
絵画	重要美術品	絹本著色十王像	10幅	S	17	12	16	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	重要美術品	絹本著色十六羅漢像	16幅	S	17	12	16	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要美術品	金銅製観音菩薩像	1 軀	S	17	12	16	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	重要美術品	木造千手観音立像	1 軀	S	24	5	26	尾道市原田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	名勝	浄土寺庭園		S	52	5	7	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	吉原家住宅表長屋門	1 棟	H	9	4	18	尾道市向島町	個人
建造物	登録有形文化財	白滝山荘	1 棟	H	11	10	14	尾道市因島重井町	個人
建造物	登録有形文化財	耕三寺山門	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺中門	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺羅漢堂	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺鐘楼	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺鼓楼	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺仏宝蔵	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺法宝蔵	1 棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	登録有形文化財	耕三寺僧宝蔵	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺至心殿	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺信楽殿	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺本堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺多宝塔	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺八角円堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺銀龍閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺潮聲閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	尾道市久山田水源 地堰堤	1基	H	16	9	17	尾道市久山田町	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場 着水井	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場 緩速ろ過池	1所	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場 配水池	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	竹村家主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人
建造物	登録有形文化財	竹村家門及び塀	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井邸(尾道市文 学記念室)主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井邸(尾道市文 学記念室)蔵	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井邸(尾道市文 学記念室)茶室	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	山波変電所(旧広島 電気尾道発電所)	1棟	H	18	3	2	尾道市山波町	民間
建造物	登録有形文化財	長江浄水場ベンチ ュリー上屋	1棟	H	23	1	26	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	旧高橋家住宅主屋	1棟	H	23	7	25	尾道市日比崎町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	登録記念物	瓢箪島	1所	H	25	3	27	尾道市瀬戸田町	地域
建造物	登録有形文化財	旧和泉家別邸	1棟	H	25	12	24	尾道市三軒家町	個人
建造物	登録有形文化財	みはらし亭	1棟	H	25	12	24	尾道市東土堂町	法人
建造物	登録有形文化財	西山本館	1棟	H	27	3	26	尾道市東土堂町	法人
建造物	登録有形文化財	多門亭	1棟	H	31	3	29	尾道市東土堂町	個人

■広島県

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	県重要文化財	西國寺仁王門	1棟	S	44	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
建造物	県重要文化財	旧大浜埼通航潮流信号所	1棟 2基	H	23	4	21	尾道市因島大浜町	尾道市・国
絵画	県重要文化財	絹本著色弘法大師像	1幅	S	30	3	30	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色地藏菩薩像	1幅	S	30	3	30	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色弘法大師絵伝	8幅	S	30	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色法然上人像	1幅	S	37	7	20	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絵馬	2面	S	41	5	13	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	光明本尊	1幅	S	41	5	13	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色春日曼荼羅	1幅	S	44	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	刺繍阿弥陀三尊種子曼荼羅	1幅	S	44	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本淡彩楊柳観音像	1幅	S	54	11	2	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色地藏十王像	1幅	S	55	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色浄土曼荼羅	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色千手観音像	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色如意輪観音像	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色仁王曼荼羅	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色釈迦八相図	8幅	H	8	3	18	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色伝足利尊氏像	1幅	H	28	3	28	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	H	28	10	27	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造文殊菩薩騎獅像	1軀	S	29	9	29	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S	37	7	20	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造仏殿様厨子	1基	S	46	4	30	尾道市向島町	個人
彫刻	県重要文化財	木造持国天立像	1軀	S	50	9	19	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造地藏菩薩坐像	1軀	S	50	9	19	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造一鎮上人坐像	1軀	S	54	11	2	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	金銅阿弥陀如来及び両脇侍立像	3軀	S	55	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造大日如来坐像(金剛界)	1軀	S	62	12	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造大日如来坐像(胎蔵界)	1軀	S	62	12	21	尾道市東久保町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	県重要文化財	木造千手観音立像	1 軀	H	3	12	12	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造真教上人坐像	1 軀	H	3	12	12	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	H	28	10	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	1 軀	H	28	10	27	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3 軀	R	1	10	21	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	銅製地藏菩薩懸仏	1 軀	S	62	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	銅製鍔口	1 口	S	29	9	29	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	金銅蓮花輪宝文置説相箱	1 合	S	36	4	18	尾道市東土堂町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	白紫緋糸段緘腹巻付兜眉庇	1 領	S	36	11	1	尾道市因島中庄町	尾道市・民間
工芸品	県重要文化財	木造厨子(3基) 木造厨子台(1基)	1 式	S	37	7	20	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	鉄製灯籠	2 基	S	37	7	20	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	太鼓	1 張	S	41	4	28	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	銅鐘	1 口	H	5	2	25	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	金銅製有頸五輪塔形舍利塔	1 基	H	8	9	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	金銅火焰宝珠形舍利容器	1 点	H	26	2	7	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	法華経版本	62枚	S	38	11	4	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	梵網経版本	6 枚	S	38	11	4	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	紙本墨書大般若経	2 帖	S	30	1	31	尾道市美ノ郷町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	紙本墨書大般若経	112帖	S	30	1	31	尾道市西則末町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	版本大般若経	600帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥大乘十法経	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥無量義経	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥大毘盧遮那成仏経卷第三	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥大毘盧遮那成仏経卷第五	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺寄附帳	1 帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺建立施主帳	1 帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺不断経修行事及西国寺上銭帳	1 帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺塔婆勸進帳	1 卷	S	31	3	30	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書因島村上家文書	3 卷	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	個人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
古文書	県重要文化財	浄土寺文書	104通	S	41	5	13	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	金蓮寺在銘瓦「宝徳二年結縁衆の名を記す」	4枚	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	宗教法人・個人
考古資料	県重要文化財	貝ヶ原遺跡出土の特殊器台形土器	1点	S	62	12	21	尾道市久保一丁目	尾道市
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	太鼓おどり		S	40	10	29	尾道市正徳町	吉和太鼓踊保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	みあがりおどり		S	41	4	28	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	名荷神楽		S	43	4	27	尾道市瀬戸田町	名荷神楽団
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	小味の花おどり		S	45	1	30	尾道市原田町	小味組花踊保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	神楽		S	46	12	23	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	木ノ庄鉦太鼓おどり		S	54	3	26	尾道市木ノ庄町	木ノ庄東地区民芸保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	椋浦の法楽おどり		S	56	4	17	尾道市因島椋浦町	椋浦法楽保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	中庄神楽		S	57	2	23	尾道市因島中庄町	中庄八幡神社十二神祇神楽保存会
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	太田貝塚		S	24	8	12	尾道市高須町	広島県
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	因島村上氏の城跡(長崎城跡、青木城跡、青蔭城跡)	3所	S	32	9	30	尾道市因島土生町	個人
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	鷲尾山城跡		S	52	3	4	尾道市木ノ庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	御寺のイブキビヤクシン	1株	S	24	10	28	尾道市瀬戸田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	瀬戸田の単葉松	1株	S	29	11	11	尾道市瀬戸田町	個人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	山波良神社のウバメガシ	1株	S	34	7	15	尾道市山波町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	阿弥陀寺のビヤクシン	1株	S	53	10	4	尾道市向島町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	垂水天満宮のウバメガシ群落	1群	S	53	10	4	尾道市瀬戸田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	菅のムクノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	仁野のナナミノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	地域
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	良神社のクスノキ群	1群	S	63	12	26	尾道市長江一丁目	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	鏡浦の花崗岩質岩脈	1帯	H	17	4	18	尾道市因島鏡浦町	個人

■尾道市

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	市重要文化財	須弥壇	1基	S	35	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
建造物	市重要文化財	石造五輪塔	2基	S	36	9	21	尾道市長江一丁目	宗教法人
建造物	市重要文化財	薬師寺塔婆	1基	S	38	3	7	尾道市因島原町	宗教法人
建造物	市重要文化財	茶屋一夢亭	1棟	S	38	3	15	尾道市瀬戸田町	個人
建造物	市重要文化財	石造宝篋印塔	1基	S	41	5	26	尾道市東土堂町	宗教法人
建造物	市重要文化財	地藏院宝篋印塔	1基	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	市重要文化財	光明坊五輪塔	1基	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	市重要文化財	旧河内村役場	1棟	H	2	10	16	尾道市御調町	尾道市
建造物	市重要文化財	三重層石塔	1基	H	2	10	16	尾道市御調町	地域
建造物	市重要文化財	厨子	1基	H	6	4	1	尾道市因島大浜町	個人
建造物	市重要文化財	板碑	5基	H	6	4	1	尾道市因島原町	宗教法人
建造物	市重要文化財	板碑	1基	H	6	4	1	尾道市因島三庄町	宗教法人
建造物	市重要文化財	八幡神社本殿	1棟	H	14	2	26	尾道市因島田熊町	宗教法人
建造物	市重要文化財	旧尾道商業会議所	1棟	H	16	5	25	尾道市土堂一丁目	尾道市
建造物	市重要文化財	旧尾道銀行本店	1棟	H	16	5	25	尾道市久保一丁目	民間
建造物	市重要文化財	爽籟軒茶室 附腰掛待合1棟 砂雪隠1棟	1棟	H	18	3	26	尾道市久保二丁目	尾道市
建造物	市重要文化財	旧三井住友銀行尾道支店	1棟	R	2	7	31	尾道市土堂一丁目	尾道市
絵画	市重要文化財	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	1幅	S	35	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色村上新蔵人吉充像	1幅	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	尾道市・民間
絵画	市重要文化財	絹本著色愛染明王画像	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色五大宝珠画	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十二天画像	12幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王画像	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王画像	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	S	38	3	7	尾道市因島中庄町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色釈迦三尊十六善神画像	1幅	S	45	7	20	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色七宝輪王画像	1幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
絵画	市重要文化財	絹本著色薬師十二神將軍画像	1幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紺本著色諸仏曼荼羅図	1幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	善勝寺絵馬	1面	S	45	7	20	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	市重要文化財	源氏物語扇面張屏風 付系図2幅	六曲1双	S	47	2	28	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色尾道絵屏風	半双	S	47	2	28	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色弘法大師画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十三仏画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色釈迦十六善神画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色涅槃画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色顕如上人画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色浮世絵屏風	六曲1双	S	55	8	28	尾道市因島原町	宗教法人
絵画	市重要文化財	五鳥神社海難絵馬	1面	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
絵画	市重要文化財	道越荒神社武者絵馬	1面	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王画像	1幅	H	3	12	27	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十二天画像	12幅	H	3	12	27	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色狩場明神図	1幅	H	5	3	26	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	H	5	3	26	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色愛染明王画像	1幅	H	5	3	26	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色釈迦十六善神画像	1幅	H	5	3	26	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色八面大荒神画像	1幅	H	5	3	26	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	1幅	H	10	12	17	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本白描楊柳観音画像	1幅	H	10	12	17	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色阿弥陀三尊来迎図(山越しの弥陀)	1幅	H	10	12	17	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色桐鳳凰図	3面	H	26	8	1	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色軍鶏図	1面	H	26	8	1	尾道市東久保	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
絵画	市重要文化財	絹本著色五秘密像	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色千体不動明王図	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十三仏図	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色毘沙門天像	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色尊勝曼荼羅図	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色弘法大師像	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色九曜曼荼羅図	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色釈迦三尊十六善神像	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色北斗曼荼羅図	1 幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色宝冠阿弥陀三尊来迎図	1 幅	R	2	7	31	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	35	6	24	尾道市西藤町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造愛染明王坐像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造広目天立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造広目天立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造矜羯羅童子立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造持国天立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王坐像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造制吒迦童子立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造増長天立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造大日如来坐像(金剛界)	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造多聞天立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造多聞天立像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	阿弥陀三尊像(摩崖仏)	1 基	S	41	5	26	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	石造逆修塔	2 基	S	41	5	26	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造狛犬像	1 対	S	45	7	20	尾道市長江一丁目	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造菘観音坐像	1 軀	S	45	7	20	尾道市長江一丁目	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	S	47	2	28	尾道市百島町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造役行者像 付両脇侍	1 軀	S	47	2	28	尾道市浦崎町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王立像 付両脇侍	1 軀	S	47	2	28	尾道市浦崎町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造伊勢大神皇及び春日大明神立像	2 軀	S	49	6	17	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	49	6	17	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	S	49	6	17	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦三尊像	1 軀	S	49	6	17	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来立像	1 軀	S	49	6	17	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	49	6	17	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩坐像	1 軀	S	49	6	17	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	S	49	6	17	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造天邪鬼	2 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造千体仏像	1 群	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面千手観音立像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来脇侍立像	2 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	54	5	25	尾道市因島洲江町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦涅槃像	1 軀	S	54	5	25	尾道市因島洲江町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造仏像群	16 軀	S	56	6	15	尾道市栗原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造狛犬	1 対	S	58	1	26	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来三尊像	1 軀	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	木造渡場地蔵立像	1 軀	S	9	6	1	尾道市向島町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造天部像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	S	61	3	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	61	3	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩半跏像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	1 軀	H	2	9	29	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	2	10	16	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造不動明王像付兩脇侍	1 軀	H	5	3	26	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造善導大師坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造法然上人坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏坐像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島大浜町	個人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	3 軀	H	6	9	6	尾道市吉和町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造千手観音立像	1 軀	H	8	9	27	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	1 軀	H	25	11	1	尾道市西土堂町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	因島村上家太刀	2 口	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	尾道市・民間
工芸品	市重要文化財	刀	1 口	S	36	10	16	尾道市久保一丁目	尾道市
工芸品	市重要文化財	切支丹灯籠	1 基	S	38	3	15	尾道市瀬戸田町	個人
工芸品	市重要文化財	麻阿弥陀衣	1 領	S	41	5	26	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	西江寺扁額	1 面	S	41	5	26	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	短刀	1 口	S	47	2	28	尾道市久保二丁目	個人
工芸品	市重要文化財	木造経机	1 脚	S	47	2	28	尾道市浦崎町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	短刀	1 口	S	54	4	26	尾道市栗原東一丁目	個人
工芸品	市重要文化財	銅版張蓮花唐草文説相箱	1 合	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	鳥文磐	1 面	S	58	1	26	尾道市御調町	宗教法人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
工芸品	市重要文化財	光明坊石槽	1基	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	瓦経	1面	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	銅版張蓮華唐草文説相箱	1合	H	10	12	17	尾道市西土堂町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	屋根型太鼓だんじり	1台	H	16	12	27	尾道市因島重井町	重井町だんじり保存会
工芸品	市重要文化財	布団太鼓だんじり	1台	H	16	12	27	尾道市因島重井町	重井町だんじり保存会
書跡・典籍	市重要文化財	紺紙金字大般若経	1巻	S	35	6	24	尾道市浦崎町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紙本墨書大般若経	153帖	S	37	10	17	尾道市原田町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紙本墨書大般若経	141帖	S	54	4	26	尾道市美ノ郷町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紺紙金字大般若経	1巻	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
古文書	市重要文化財	紙本墨書直冬軍忠状	1帖	H	3	12	27	尾道市東土堂町	宗教法人
その他	市重要文化財	石造常念仏五万日廻向塔婆 付3点	5基	S	56	9	1	尾道市長江一丁目	宗教法人
歴史資料	市重要文化財	植田力造墓誌銘	1基	H	14	8	1	尾道市向島町	個人
歴史資料	市重要文化財	廣島縣備後國御調郡重井村大全圖等	一式	H	17	8	26	尾道市因島土生町	尾道市
考古資料	市重要文化財	弥生式土器・高杯	1点	S	39	4	22	尾道市因島中庄町	個人
考古資料	市重要文化財	須恵器・壺	2点	S	39	4	22	尾道市因島中庄町・因島土生町	宗教法人
考古資料	市重要文化財	権現廃寺跡出土器(軒丸瓦・軒平瓦等)	数点	S	39	4	22	尾道市因島中庄町	個人
有形民俗文化財	市民俗文化財	物外(拳骨和尚)ゆかりの品	17点	S	62	2	17	尾道市栗原東一丁目	宗教法人
有形民俗文化財	市民俗文化財	平田玉蘊ゆかりの品々	1式	H	16	5	25	尾道市久保一丁目	尾道市
有形民俗文化財	市民俗文化財	本因坊秀策ゆかりの品	1式	H	23	5	2	尾道市因島外浦町	宗教法人
有形民俗文化財	市民俗文化財	正念寺本堂天井画	1式	H	18	3	26	尾道市西久保町	宗教法人
無形民俗文化財	市民俗文化財	ベッチャー祭		S	37	10	17	尾道市東土堂町	宗教法人
無形民俗文化財	市無形民俗文化財	田熊神代神楽		S	40	3	27	尾道市因島田熊町	田熊神代神楽保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	梶原八幡宮宮座		S	42	1	17	尾道市原田町	宗教法人
無形民俗文化財	市民俗文化財	良神社の餅搗神事		S	47	2	28	尾道市山波町	山波良神社餅搗神事保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	山波とんど行事		S	49	6	17	尾道市山波町	山波神明祭保存会

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
無形民俗文化財	市民民俗文化財	猪子迫大獅子舞		S	56	6	15	尾道市美ノ郷町	猪子迫大獅子舞保存会
無形民俗文化財	市民民俗文化財	岩子島巖島神社管絃祭		S	59	6	1	尾道市向島町	岩子島地区民俗文化保存会
無形民俗文化財	市民民俗文化財	亀森八幡宮オハキ神事		S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
無形民俗文化財	市民民俗文化財	住吉祭の曳舟		S	59	6	1	尾道市向島町	津部田伝統保存会
無形民俗文化財	市民民俗文化財	五鳥神社の天嬪		S	59	6	1	尾道市向島町	津部田伝統保存会
無形民俗文化財	市民民俗文化財	天神祭の催物		S	63	4	1	尾道市向島町	民間
無形民俗文化財	市民民俗文化財	とんど		S	63	4	1	尾道市向島町	地域
無形民俗文化財	市民民俗文化財	オハケ神儀(鎮護祭)		H	6	1	28	尾道市向東町	宗教法人
無形民俗文化財	市民民俗文化財	神楽		H	9	2	28	尾道市山波町	山波神楽団
無形民俗文化財	市民民俗文化財	百島お弓神事		H	23	10	25	尾道市百島町	百島お弓神事保存会
無形民俗文化財	市民民俗文化財	大山神社曳舟神事		R	1	9	27	尾道市因島土生町	大山神社曳舟神事保存会
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	猪子迫古墳		S	35	6	24	尾道市美ノ郷町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	鳴滝山城跡		S	35	6	24	尾道市吉和町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	因島村上家歴代の墓	1群	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	王子塚		S	36	7	6	尾道市因島三庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	縄文土器包含地	1帯	S	36	7	6	尾道市因島大浜町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(小細1号)		S	36	7	6	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(小細2号)		S	36	7	6	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(細1号)		S	36	7	6	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(因島1号)		S	36	7	6	尾道市因島大浜町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	馬神城跡		S	45	5	1	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	地藏石(鼻の地藏)	1所	S	46	5	1	尾道市因島三庄町	個人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	弁天小島の宝篋印塔・地藏		S	46	5	1	尾道市因島原町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	島前城跡		S	46	5	1	尾道市因島土生町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	美可崎城跡		S	46	5	1	尾道市因島三庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	千守城跡		S	46	5	1	尾道市因島三庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	一ノ城跡		S	46	5	1	尾道市因島椋浦町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	茶臼山城跡		S	46	5	1	尾道市因島中庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	土居城跡		S	46	5	1	尾道市因島大浜町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	幸崎城跡		S	46	5	1	尾道市因島大浜町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	村上水軍弓ならびに馬場跡		S	52	2	1	尾道市因島土生町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	覚明神社	1所	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	三十六苗荒神	1所	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	天満屋浄友の墓	1基	S	59	6	1	尾道市向島町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	仁殿丸五輪塔群	1群	S	59	6	1	尾道市向島町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	伝雲雀城主墓石群	37基	H	2	10	16	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	本郷平麿寺跡	1帯	H	2	10	16	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	海物園跡	1所	H	4	4	1	尾道市向島町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	荒神グロ(平の日時計)	1所	H	24	6	29	尾道市御調町	地域
史跡・名勝・天然記念物	市名勝	白滝山(五百羅漢像)		S	41	4	13	尾道市因島重井町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市名勝	爽籟軒庭園	1所	H	19	3	26	尾道市久保二丁目	尾道市

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	光林寺のノウゼンカズラ	1株	S	34	11	12	尾道市木ノ庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	光明寺蟠龍の松	1株	S	35	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	亀甲山八幡神社のヤマモモ	1株	S	36	7	6	尾道市因島田熊町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	天満宮のクス	1株	S	36	7	6	尾道市因島田熊町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	藤原神社のビャクシン	1株	S	36	7	6	尾道市因島田熊町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	金蓮寺のモッコク	1株	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	福善寺の鷲の松	1株	S	36	9	21	尾道市長江一丁目	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	山茶花	1株	S	37	10	23	尾道市瀬戸田町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	ウバメガシ	1株	S	47	10	7	尾道市瀬戸田町	地域
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	持光寺の臥龍の松	1株	S	49	6	17	尾道市西土堂町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	ムクロジ	1株	S	52	5	23	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	シダレザクラ	1株	S	52	5	23	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	光明寺のシンパク	1株	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	祇園社のクス	1株	S	54	5	25	尾道市因島原町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	ゆるぎ岩	1所	S	59	6	1	尾道市向島町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	五柱神社のウバメガシ	1株	S	63	3	31	尾道市因島三庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	明德寺の蘇鉄	1株	S	63	3	31	尾道市因島三庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	タラヨウ	1株	H	2	10	16	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	猿公淵	1所	H	2	10	16	尾道市御調町	尾道市

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	カリン	1株	H	2	10	6	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	モッコク	1株	H	2	10	16	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	摩訶衍寺のヤマモモ	1本	H	3	12	27	尾道市原田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	椋浦良神社のムク	1株	H	12	1	25	尾道市因島椋浦町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	エドヒガン	1株	H	20	2	26	尾道市原田町	個人

参考文献

(五十音順)

- 青木 茂 『因島市史』 1968 因島市史編纂委員会
青木 茂 『新修 尾道市史 第1巻』 1971 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第2巻』 1972 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第3巻』 1973 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第4巻』 1975 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第5巻』 1976 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第6巻』 1977 尾道市役所
朝井 衞善 1977 「尾道と茶の湯」 『尾道市文化財春秋』 13 尾道市文化財協会
岡田俊太郎編 1914 『藝藩通志』 巻四
岡田俊太郎編 1915 『藝藩通志』 巻五
尾道市 『尾道市都市計画マスタープラン』 1999
尾道市 『御調町都市計画マスタープラン』 1999
尾道市 『向島町都市計画マスタープラン』 1999
尾道市 『尾道市総合計画』 2007
尾道市 『尾道市歴史的建造物及び町並み調査』 2009
尾道市 『尾道市景観計画』 2010
尾道市 『尾道市景観形成の手引き』 2010
尾道市 『尾道市の景観施策のあらまし』 2010
尾道市 『尾道市農業振興地域整備計画』 2011
尾道市 『尾道市文化財保存活用計画』 2011
尾道市 『尾道市歴史文化基本構想』 2011
尾道市教育委員会 『びんごおのみちの文化財 一 目録』 1995
尾道市教育委員会 『尾道の寺々』 1999
尾道市教育委員会 『尾道の歴史と遺跡 原始～古代編』 2008
尾道市教育委員会 『尾道の歴史と遺跡 中世編』 2011
尾道商工会議所 『尾道商工会議所百年史』 1992
尾道市・今治市・上島町 『瀬戸内しまなみ海道地域観光圏整備計画』 2010
浄土寺 『国宝の寺 尾道 浄土寺』 2001
瀬戸田町 『歴史海道瀬戸田を歩く』 2005
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 資料編』 1997
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 民俗編』 1998
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 耕三寺編』 2001
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 地理編』 2003
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 通史編』 2004
得能正通編 1990 「尾道志稿」 『備後叢書』 巻五
広島県 『因島都市計画区域の整備，開発及び保全の方針』 2011
広島県 『瀬戸田都市計画区域の整備，開発及び保全の方針』 2011
広島県 『備後圏都市計画区域の整備，開発及び保全の方針』 2011
広島県 『御調都市計画区域の整備，開発及び保全の方針』 2011
広島県教育委員会 『広島県の近代化遺産』 1998
広島県立歴史博物館 2002 『尾道西國寺の寺宝展』
広島大学大学院文学研究科三浦研究室 『常称寺建造物調査研究報告書』 2006
御調町史編纂委員会 『御調町史』 1989 御調町
向島町史編さん委員会 『向島町史 通史編』 2000 向島町
吉和町誌編集委員会 『吉和町誌』 1986